

平成22年度 育児・介護休業法施行状況について

1 兵庫労働局雇用均等室への相談

表1 育児・介護休業法等の制度に関する相談者別相談内容内訳

相談の内容		相談者			合計	平成21年度
		労働者	事業主	その他		
育児関係	育児休業制度	38	720	20	778	336
	子の看護休暇の制度	10	317	2	329	158
	所定外労働の制限(H22.6.30施行)	3	146	0	149	
	時間外労働の制限の制度	6	247	2	255	119
	深夜業の制限の制度	4	190	1	195	118
	所定労働時間の短縮措置等(23条)	20	549	6	575	223
	所定労働時間の短縮措置等に準ずる措置(24条)	2	61	0	63	16
	休業期間等の通知(H22.6.30施行)	2	118	0	120	
	その他	1	167	3	171	36
	小計	86	2,515	34	2,635	1,006
介護関係	休業制度	10	335	3	348	142
	介護休暇の制度(H22.6.30施行)	5	147	0	152	
	時間外労働の制限の制度	2	197	1	200	95
	深夜業の制限の制度	2	176	1	179	94
	所定労働時間の短縮措置等(23条)	4	242	1	247	102
	所定労働時間の短縮措置等(24条)	0	23	0	23	1
	休業期間等の通知(H22.6.30施行)	2	105	0	107	
	その他	2	138	2	142	28
小計	27	1,363	8	1,398	462	
職業家庭両立推進者		0	0	0	0	1
合計		113	3,878	42	4,033	1,469

- 相談内容別にみると、育児関係で最も多いのが「育児休業制度」で778件、次いで「所定労働時間の短縮措置等」の575件、「子の看護休暇制度」の329件と法改正となった制度についての相談が多くなっている。
- 介護関係では、「介護休業制度」が348件、次いで「所定労働時間短縮措置等」の247件、「時間外労働の制限の制度」200件の順となっている。

図1 相談件数の推移

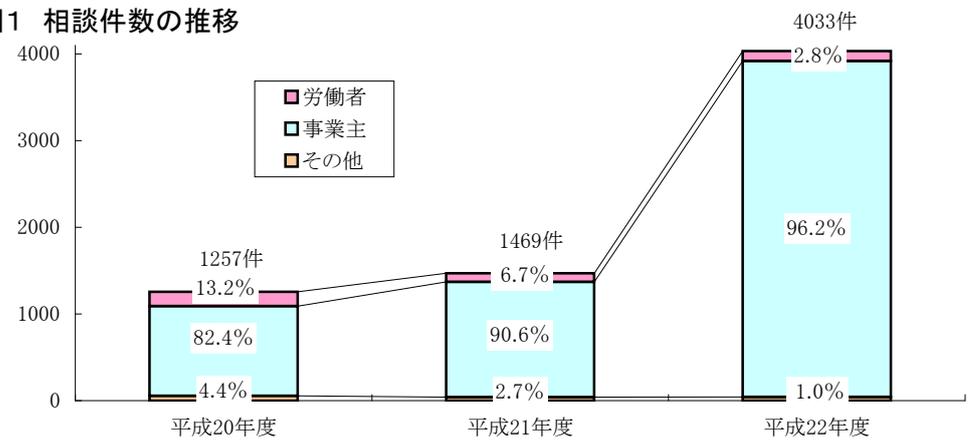
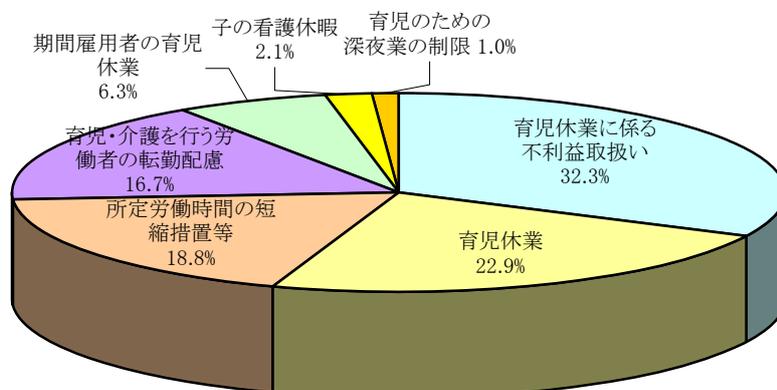


表2 労働者からの権利等に関する相談内容内訳

相談の内容	相談者	労働者		平成21年度	
		うち女性	うち男性		
育児関係	育児休業に係る事案(期間雇用者に係る事案を除く)	22	21	1	9
	期間雇用者の休業に係る事案	6	6	0	12
	子の看護休暇に係る事案	2	2	0	0
	育児休業に係る不利益取扱い事案	31	31	0	59
	育児休業以外に係る不利益取扱い事案(H21.6.30施行)	0	0	0	
	所定外労働の制限に係る事案(H22.6.30施行)	0	0	0	
	時間外労働の制限に係る事案	0	0	0	2
	深夜業の制限に係る事案	1	1	0	2
	所定労働時間の短縮措置等(23条)に係る事案	18	17	1	9
	所定労働時間の短縮措置等に準ずる措置(24条)	0	0	0	1
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	5	5	0	6
	休業期間等の通知に係る事案(H22.6.30施行)	0	0	0	
	その他	0	0	0	2
	小計	85	83	2	102
介護関係	介護休業に係る事案(期間雇用者に係る事案を除く)	0	0	0	0
	期間雇用者の休業に係る事案	0	0	0	0
	介護休暇に係る事案(H22.6.30施行)	0	0	0	0
	介護休業等に係る不利益取扱い事案	0	0	0	0
	時間外労働の制限に係る事案	0	0	0	0
	深夜業の制限に係る事案	0	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等(23条)に係る事案	0	0	0	0
	所定労働時間の短縮措置等に準ずる措置(24条)	0	0	0	0
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	11	0	11	0
	休業期間等の通知に係る事案	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
小計	11	0	11	0	
合計		96	83	13	102

○ 労働者の自らの権利等についての相談内容別にみると、「育児休業に係る不利益取扱い事案」が31件と平成21年度から引き続き最も多くなっており、次いで「育児休業に係る事案」の22件と

図2 相談内容の内訳



2 兵庫労働局長による紛争解決の援助（育児・介護休業法第52条の4）

表3 紛争解決の援助の申立内容の内訳

※平成22年度、21年度とも申立者は、女性労働者のみ

相談内容		平成22年度	平成21年度
育児関係	育児休業に係る事案(期間雇用者に係る事案を除く)	3	0
	期間雇用者の休業に係る事案	1	0
	子の看護休暇に係る事案	0	0
	育児休業に係る不利益取扱い事案	1	2
	育児休業以外に係る不利益取扱い事案(H21.6.30施行)	0	
	所定外労働の制限に係る事案(H22.6.30施行)	0	
	時間外労働の制限に係る事案	0	0
	深夜業の制限に係る事案	0	1
	所定労働時間の短縮措置等(23条)に係る事案	0	0
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	0	0
小計	5	3	
介護関係	介護休業に係る事案(期間雇用者に係る事案を除く)	0	0
	期間雇用者の休業に係る事案	0	0
	介護休暇に係る事案(H22.6.30施行)	0	0
	介護休業等に係る不利益取扱い事案	1	0
	時間外労働の制限に係る事案	0	0
	深夜業の制限に係る事案	0	0
	所定労働時間の短縮措置等(23条)に係る事案	0	0
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	0	0
小計	1	0	
合計		6	3

- 申立の内容についてみると、育児休業に関する事案が3件と半数を占める。介護休業に係る不利益取扱い事案も1件あった。

3 兵庫労働局雇用均等室における行政指導（育児・介護休業法第56、58条）

表4 行政指導内容の内訳

内 容		平成22年度	平成21年度
育 児 関 係	育児休業制度	111	77
	子の看護休暇の制度	109	66
	不利益取扱い事案	0	3
	所定外労働の制限(H22.6.30施行)	92	
	時間外労働の制限の制度	76	71
	深夜業の制限の制度	40	60
	所定労働時間の短縮措置等(23条)	86	70
	所定労働時間の短縮措置等に準ずる措置(24条)	112	112
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	0	1
	小 計	626	460
介 護 関 係	介護休業制度	69	75
	介護休暇の制度(H22.6.30施行)	84	
	不利益取扱い事案	0	0
	時間外労働の制限の制度	54	73
	深夜業の制限の制度	39	58
	所定労働時間の短縮措置等(23条)	56	70
	所定労働時間の短縮措置等(24条)	0	0
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	0	0
	小 計	302	276
職業家庭両立推進者		109	114
合 計		1,037	850

- 指導事項としては、「育児のための所定労働時間の短縮措置等に準ずる措置」が112件と最も多い。次いで「育児休業制度」が111件、「子の看護休暇制度」92件と、改正された内容についての事項が多くなっている。